

## 健康診断結果のみかたについて【2024年4月1日～】

KKCでは、各機能別に5区分の判定を設定しています。健康の目安としてお役立てください。なお、検査項目すべてにかかわる総合判定との関係は下記のようになっています。

総合所見 機能別判定	説 明	指導管理区分 総合判定
異常なし : A	健康診断時点で該当項目の範囲内に異常は認められませんでした。	正常範囲内
軽度異常 : B	軽度の所見を認めますが、特に措置はありません。	要経過観察
要再検査 生活改善 : C	生活習慣の改善をしながら次回の健診で経過を見ましょう。また再検査の指示があれば医療機関を受診しましょう。	
要精密検査 治 療 : D	医師の指示、指導を受け、さらに詳しい検査をお受けください。	要医師指導
治 療 中 : E	治療中の病気については、通院をお続けください。	
判定保留 : X	今回は判定できませんでした。	判定保留

検査の数値は、生活状況や食事などにより、変動することがあります。今回の機能別判定が「C：要再検査・生活改善」、「D：要精密検査・治療」であっても病気があるとは限りませんが、このまま放っておかずに、医師に相談し、指導を受けるようにしましょう。

※ 過去の健康診断結果については、機能別判定の名称のみ変更となり、検査基準値の変更はありません。

## 健康診断結果のみかたについて【～2024年3月31日】

KKCでは、各機能別に7区分の判定を設定しています。健康の目安としてお役立てください。なお、検査項目すべてにかかわる総合判定との関係は下記のようになっています。

総合所見	説明	指導管理区分
<p>正常範囲内 : <b>A</b></p> <p>健康者扱い : <b>B 1</b></p> <p>要経過観察／ 軽度異常 : <b>B 2</b></p> <p>要再検査 : <b>C</b></p> <p>要精密検査 : <b>D 2</b></p> <p>要治療継続 : <b>D 3</b></p> <p>要医療 : <b>D 1</b></p>	<p>該当項目の範囲内で異常は認められませんでした。</p> <p>軽度の所見は認めますが、特に措置の必要性はありません。</p> <p>経過を観察する必要があります。機会があれば1年以内に医療機関を受診し再検査をお受けください。</p> <p>一時的な変動の可能性もあるため、医療機関で再検査をお受けください。</p> <p>医師の指示、指導を受け、さらに詳しい検査をお受けください。</p> <p>治療中の病気については、通院をお続けください。</p> <p>医療機関にご受診ください。</p>	<p>正常範囲内</p> <p>要経過観察</p> <p>要医師指導</p>
<p>判定保留 : <b>X</b></p>	<p>今回は判定できませんでした。気がかりなことがあれば、医師にご相談ください。</p>	<p>判定保留</p>

要しないグループ  
直ちに医療を

要するグループ  
経過の観察を

要するグループ  
医師の指導を

検査の数値は、生活状況や食事などにより、動揺することがあります。今回の指導管理区分が「要経過観察」、「要医師指導」であっても病気があるとは限りませんが、このまま放っておかず、医師に相談し指導を受けるようにしましょう。